

●香川県議会告示第1号

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

香川県議会議長 谷 久 浩 一

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程  
香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年香川県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人識別符号) 第3条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法 <u>第19条の4第1項第4号</u>の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) 略</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</u></p> <p>(17) 略</p>	<p>(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法 <u>第19条の4第1項第5号</u>の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) 略</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</u></p> <p>(17) 略</p>

附 則

この規程中第3条第16号の規定は令和8年4月1日から、同条第5号の規定は同年6月14日から施行する。